

書評と紹介

矢野 久著

『ナチス・ドイツの外国人

——強制労働の社会史』

評者：原田 一美

本書は、第二次世界大戦期ドイツにおける外国人強制労働の問題、女性の労働動員の問題、強制収容所の問題など、著者による長年の研究成果を一書にまとめ上げたものである。しかも、著者は、これまでの論文では別々に扱われていたこれらの問題を——さらにユダヤ人虐殺の問題も加えて——相互に関連し合ったものとして捉え、これらの密接な関連を解明しようとしている。著者の狙いはこれだけではない。ドイツにおける外国人労働者を、「19世紀末から20世紀末までのドイツ史の中に位置づけて」、ナチズム期におけるその問題（連続性と断絶性）を浮き彫りにしようという試みもなされている。

このように、本書は、外国人労働者の問題を100年におよぶ長期的スパンの中で考察すると同時に、第二次世界大戦期については、国家による外国人強制労働者政策に影響を与えたさまざまな要因の相互関連に焦点をあてて、ナチス・ドイツの権力構造のあり方やナチ体制と「ごく普通の人びと」との関係をも明らかにしようとする実に意欲的な試みである。

さて、長期的スパンの考察ではなく、第二次

世界大戦期に限っていえば、著者が外国人強制労働政策とその変遷を明らかにする際の論点としているのは、基本的には以下の6点だと思われる。①戦争経済の要請という経済的観点と人種論的・イデオロギー的観点のいずれが重視されているのか、という問題。②戦況や労働市場の状況がどのように関連しているのか、という問題。③ドイツ人による外国人労働者像と、これが国家指導部による政策の策定に与えた影響の問題。④SS（親衛隊）、国防軍など権力諸集団間の権限争いが、政策の変遷にどのように影響したのか、という問題。⑤ユダヤ人絶滅政策と外国人強制労働政策との関連の問題。⑥ドイツ人女性の労働動員が、外国人強制労働とどう関連しているのか、という問題。

ここでは、これらすべての論点について紹介・論評することはできない。そこで、著書が多様な要因の相互関連を具体的にどのような形で明らかにしているのかを示すために、ソ連人労働者政策の転換の問題（第4～第6章）について、紹介してみたい。

著者によれば、ソ連人労働者政策においては、二つの画期があった。第一の画期は、1941年秋である。このとき、それまで人種論的観点から躊躇されてきた、ソ連人の労働力としての投入にゴーサインが出された。「戦争経済をいかにして遂行していくかという経済的観点が優位に立った」のである。とはいえ、人種論的観点が廃棄されたわけではけっしてない。彼らに対する取り扱いが「ポーランド人布告」によるものよりもいっそう過酷であったことにも示されているように、その後もソ連人を残忍に扱う人種論的観点は基底として存在し続けた。また、ソ連人を労働力として利用するようになった背景

には、ドイツ人女性の全面的労働動員を行えないという問題（「ドイツ人を容易にナチ体制には統合できないという基本的問題」）があったのである。

第二の画期は、1943年春である。ザウケルによる「労働配置総監宣言」によって、外国人労働者の処遇が改善され、たとえば食糧配給量増加の道が開かれた。もっとも、これは、労働能率の高い労働者には配給量を増やし、労働能率の低い労働者には制裁として配給量を減らすという「労働能率別食糧配給」であったし、また、人種別による食糧配給量の差別——ソ連人労働者をもっとも少ない——の基本構造は変更されなかった（人種論的観点の存続）。だがそれでも、これは、従来の政策からの大きな転換であった。

この政策転換には、種々の要因が絡み込んでいる。労働総動員体制の下で、何としても外国人強制労働者の労働能率を上げなければならないという経済的要因は言うまでもなく、ソ連人労働者に対する強硬路線をとっていたSSの譲歩、そして、このSSの譲歩に影響を与えたドイツ国民の外国人労働者像の変化などである。

著者は、ドイツ国民の外国人労働者像について（第7章）、これがどのようにして形成されるのかに応じて、①「公共の場での間接的経験」に基づく形成パターンと、②「労働の場での直接的経験」に基づくものに分けて考察している。②のパターンでは、ドイツ人労働者たちは何よりもソ連人の労働能率と労働意欲に注目し、その結果、すでに1942年には、政府のプロパガンダによって「けだもののようなもの」とされていたソ連人のイメージが変化し始めたという。そして、ドイツ人労働者は、「労働力の維持と向上のために外国人に十分な栄養が当然与えられなければならないことに理解を示す」ようになった。民意を入念に調査していた親衛

隊保安部はこれに気づき、上記の外国人労働者への処遇の改善におけるSSの譲歩がもたらされたというのである。

以上のように、本書では、さまざまな要因の相互連関、絡まり合いが見事に描き出されている。著者は、外国人強制労働に焦点を当てつつも、ナチズム支配をめぐるこれまで論争が行われてきた問題——古い言い方をすれば、「経済の優位」か「政治の優位」かという問題、多頭制的支配構造の問題、ナチスによる国民の社会統合の問題——にも迫ろうとしている。だが、このような意欲的な試みには当然といえば当然であるが、関連性が十分に描き切れていないと思われる箇所、あるいは強引に関連づけようとしているのではないと思われる箇所が見られる。以下、この点について述べてみたい。

まず、関連性が十分に描き出せていないと思われる点について。第一に、強制収容所と外国人強制労働との関連の問題である（第9章）。強制収容所を管轄下におくSSは、権力基盤拡大のために軍需生産に介入しようとするが、工業界や軍部などの反対によって阻止される（多頭制的支配構造と関連）。その結果、SSは、強制収容所囚人の増加をもくろみ、その矛先はとくに東欧出身の外国人労働者に向けられた。こうして、囚人労働力の経済的利用へと機能を転換させた強制収容所のあり方が、外国人労働者の状況に影響を与えたというのである。

それでは、上述した外国人労働者に対する処遇の改善と、SSによる逮捕の増加という状況の悪化は、どう関連するのだろうか。もちろん、処遇の改善という政策転換がただちに外国人労働者の状況の改善を意味するわけではない——著者もその点は強調している——が、それでも一方における改善の徴候と、他方における悪化という事態を全体としてどのように捉えることができるのかについても、論じてもらいたかつ

た。

この点とも関連するが、第二に、本書では、ナチ体制の多頭制的権力構造と、外国人強制労働との関連にも言及されている。たとえば、1943年春における外国人労働者に対する処遇の改善には、労働配置総監ザウケル、SS全国指導者ヒムラー、さらに宣伝相ゲッベルスの間の対立・競合・妥協が作用していたという。この場合には、多頭制的権力構造が外国人労働者の処遇の改善につながったのであるが、上記の強制収容所との関連の場合には、多頭制的権力構造のためにSSはその意図を貫徹できず、外国人労働者の状況の悪化が引き起こされた。つまり、多頭制的権力構造ゆえに、外国人労働者に対する人種主義的抑圧措置は結局は緩和されることになったのか、あるいは、逆にエスカレートすることになったのか、という問題である。むろん、実際には、いずれの場合も見られるということになるのかもしれないが、この問題をもう少し整理して提示することができたのではないと思われる。

次に、関連づけが少し強引だと思われる点について。それは、ナチスによる国民の社会的統合との関連の問題である。本書によれば、ドイツ人労働者は、「労働の場での直接的経験」に基づいて自らの外国人労働者像を形成し、そのことによって、ドイツ国民の外国人労働者像が分裂し、ナチスが喧伝したソ連人労働者の「敵像」は完全には機能しなくなった。そして、その結果、「ナチスはドイツ国民の社会的統合化

を完成することはでき」なかったという。だが、一部のドイツ人労働者が、ソ連人労働者に対して友好的な態度を示すことになったからといって、ドイツ国民全体の社会的統合を云々できるのだろうか。たしかに、親衛隊保安部はこれを重く受け止めたかもしれない。しかし、ユダヤ人に対するドイツ人の態度からもわかるように、特定の人間に対する理解や好意が見られるからといって、それが、現実に社会的統合を危険にするほどの信念につながるのとはそう簡単ではない。したがって、ドイツ人労働者のソ連人労働者像を、政策の転換や、ましてや社会的統合にとっての危険に結びつけようとするのは、少々強引だと思われる。

とはいえ、このような問題点が本書の意義を損なうものではないことは、あらためて言うまでもない。著者は近年、「言説の社会史」や「記憶の歴史学」に対して、「末端現場での実践世界のリアルな歴史」の重要性を強調している（矢野久「20世紀社会とナチズム—川越修『社会国家の生成』に寄せて—」、『三田学会雑誌』97巻3号、143頁）が、著者の考える「リアルな歴史」がこのような形でまとめ上げられたことを喜びたい。これによって、「リアルな歴史」をめぐる議論もより実り豊かなものとなるだろう。

（矢野久著『ナチス・ドイツの外国人—強制労働の社会史』（現代書館、2004年12月、254頁、定価2300円＋税）

（はらだ・かずみ 大阪産業大学人間環境学部教授）